

【 篠 栗 町 農 業 委 員 会 議 事 録 】

1. 開催日時 令和元年 8月6日(火) 13時30分

2. 開催場所 篠栗町役場2階 中会議室

3. 出席委員(14名)

農業委員

5番 鷹巢 礼子(会長)

2番 藤 勝徳(副会長)

1番 藤 憲作

3番 藤 好信

4番 岡部 秀美

6番 古屋 英昭

7番 三代 由美子

8番 関 寛仁

9番 松田 護

10番 萩尾 由紀子

11番 城戸 一寿

12番 呑山 辰巳

農地利用最適化推進委員

柳池 吉則

合屋 光久

4. 欠席委員(0名)

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

報告第1号 農地転用計画の変更について

報告第2号 農地法第5条の規定による農地転用届出について

報告第3号 篠栗町農業委員の最適化推進委員選任に関する規則
の改正について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 井上 勝則

事務局員 葉山 芳樹

事務局員 東 輝和

<p>議 長</p>	<p>【開会のあいさつ】</p> <p>皆さま、こんにちは。定刻になりましたので、只今から令和元年8月期篠栗町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の総会は、全員出席ですので、篠栗町農業委員会会議規則第6条の規定により、本日の総会は成立しております。</p> <p>【議事録署名人の指名】</p> <p>次に、議事録署名人ですが、</p> <p>篠栗町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により</p> <p>7番：三代 由美子 委員</p> <p>8番：関 寛仁 委員 をお願いします。</p> <p>【会議書記の指名】</p> <p>また、本日の会議書記について事務局 東さんを指名いたします。</p> <p>【日程の説明】</p> <p>本日の日程についてですが、</p> <p>まずは議案第1号を審議し、報告第1号、報告第2号、報告第3号、その他事項について事務局からの報告を受け散会とします。</p>
<p>議 長</p>	<p>【議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について 審議】</p> <p>それでは、「議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請」について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>【議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について 説明】</p> <p>「議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請」について説明します。今回の申請件数は1件となっております。</p>

本案件の許認可権は福岡県知事にありますので、篠栗町農業委員会は県知事に意見を付して進達することになります。

議案書 1 ページをご覧ください。

【議案第 1 号の朗読】

概要について説明いたします。

令和元年 7 月 25 日に受理したものです。

本案件は令和元年 5 月期議案第 1 号でご審議いただきました案件に関連する申請となっていて、次に説明する報告第 1 号とも関連する申請となっています。

5 月期第 1 号議案の転用目的は駐車場及びコンテナ置き場となっていて、その中に井戸を掘り洗車場をつくるということになっていました。

しかし、その井戸の水質不良により、当初予定地での洗車場の設置が不可能と判断し、今回の申請地にて上水を引いて洗車場を設置するという計画変更に伴う申請です。

次に農地区分の要件を確認し、検討を行いましたところ、

「10ha 以上の優良な農地の広がりもなく、生産性の低い農地」

ということから、原則として申請地以外の土地での代替可能性がある場合は許可できる「第 2 種農地」に該当いたしました。

今回の転用に関し、開発等の手続き等は特に必要ありませんが、篠栗町役場都市整備課との協議は終えていることは確認しておりますし、法的な側面から検討しましても、今回の転用に関しては「許可妥当」と考えられます。

なお、令和元年 8 月 1 日に福岡県の担当官立会にて現地確認を行ってお

	<p>りますので報告いたします。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>地元農業委員の松田委員から、何かご意見などはありませんでしょうか。</p>
9 番 (松田 委員)	事務局説明通りです。
議長	<p>【議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 採決】</p> <p>議案第 1 号に関し、皆さんから何かご意見、ご質問はありませんか。</p>
10 番 (萩尾委員)	仮設トイレとあるが建築しても大丈夫なのか、開発行為ではないのか。
事務局	開発行為ではないことを福岡県に確認をしています。
6 番 (古屋委員)	トイレは下水に接続とのことだが、上下水道課の排水許可関係の確認はできているのか。
事務局	確認しています。
議長	<p>それでは採決いたします。</p> <p>「議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請」について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>【全員 挙手】</p> <p>出席委員全員賛成により、議案第 1 号は、原案のとおり決定いたします。</p>
議 長	<p>【報告第 1 号 農地転用計画の変更について 報告】</p> <p>それでは、報告第 1 号について、事務局から報告をお願いします。</p>

<p>事務局</p>	<p>【報告第1号 農地転用計画の変更について 報告 報告】</p> <p>はい、それでは報告第1号 農地転用計画の変更について報告します。</p> <p>議案書7ページをご覧ください。</p> <p>こちらは令和元年5月期第1号議案でご審議いただいた図面です。</p> <p>今回はこちらの計画について一部変更がありましたのでご報告します。</p> <p>7ページは当初図面。8ページは変更の図面です。</p> <p>主な変更点としましては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初は車道部のみアスファルト舗装だったものが、全面舗装に変更 ・敷地中央部を横断するようにV S側溝の設置し、そこから排水 ・洗車場を第1号議案箇所へ移設 <p>となっています。</p> <p>報告第1号について、第1号議案を含め都市整備課との事前協議等の手続きはなされていることは確認しております。</p> <p>書類等の確認を行いましたところ、添付書類も完備されており、記載不備もありませんでしたので、事務局長専決により受理しておりますので報告いたします。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>【報告第1号 農地転用計画の変更について】</p> <p>報告第1号について、何かご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>【意見質問なし】</p> <p>報告第1号については許可を要しませんので、事務局の報告事項として取り扱います。</p>

議 長	<p>【報告第 2 号 農地法第 5 条の規定による農地転用届出について 報告】</p> <p>それでは、報告第 2 号について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>【報告第 2 号 農地法第 5 条の規定による農地転用届出について 報告】</p> <p>はい、それでは報告第 2 号 農地法第 5 条の規定による農地転用届出について報告します。</p> <p>議案書 12 ページをご覧ください。</p> <p>令和元年 7 月 2 日に受理したものです。</p> <p>【議案書 朗読】</p> <p>報告第 2 号について、申請地は市街化区域ですので、農地法第 5 条による農地転用届出を受けたものです。開発許可が必要となりますが、許可通知書の写しも添付されており、手続きに問題はありませんでした。</p> <p>書類等の確認を行いましたところ、添付書類も完備されており、記載不備もありませんでしたので、事務局長専決により受理しておりますので報告いたします。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
議 長	<p>【報告第 2 号 農地法第 5 条の規定による農地転用届出について 報告】</p> <p>報告第 2 号について、何かご意見、ご質問はありませんか。</p>
6 番 (古屋委員)	<p>他市町の所有する水路敷地に関しては、将来的にその管理運用を検討していく必要性がでてくると思う。</p>
事務局	<p>たしかに町内にはこのような箇所がいくつかあります。</p>
議長	<p>報告第 2 号については許可を要しませんので、事務局の報告事項として取</p>

	<p>り扱います。</p>
議 長	<p>【報告第 3 号 篠栗町農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規則の改正について 報告】</p> <p>それでは、報告第 3 号について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>【報告第 3 号 篠栗町農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規則の改正について 報告】</p> <p>はい、それでは報告第 3 号 篠栗町農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規則の改正について報告します。</p> <p>議案書 18 ページをご覧ください。</p> <p>そちらに篠栗町農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規則をつけています。</p> <p>この報告第 3 号は今年度 1 1 月 2 日より開始される住居表示の変更に伴うものです。</p> <p>現在、推進委員の担当地区は表の第 2 条のとおりとなっています。</p> <p>今回は 21 ページに記載しています、現在工事中の篠栗北部の彩り台、役場、クリエイト、オアシス付近の中央一丁目、その南側の中央四丁目、馬手池東側の中央五丁目、が 1 1 月 2 日より新住居表示となりますので、それに伴いまして、担当地区を 20 ページのように変更するものです。篠栗地区に中央一丁目、四丁目、五丁目を追加し、勢門地区に、彩り台を追加となります。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
議 長	<p>【報告第 3 号 篠栗町農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規則の改正について 報告】</p> <p>報告第 3 号について、何かご意見、ご質問はありませんか。</p>

	<p>【意見、質問等なし】</p> <p>報告第3号については許可を要しませんので、事務局の報告事項として取り扱います。</p>
事務局	<p>【事務連絡】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 次回農地パトロールの実施について (高田、金出、田中、津波黒、和田)・ 研修について <p>事務局からは以上です。</p>
議長	<p>皆さまから他に何か、ご意見ご質問はありませんか。</p> <p>【特に意見等なし】</p> <p>それでは、これで令和元年8月期篠栗町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。</p>